

南国市告示第 75 号

南国市新規卒業学生新生活応援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 14 日

南国市長 平山 耕三

南国市新規卒業学生新生活応援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和 53 年南国市条例第 20 号）第 17 条の規定に基づき、南国市新規卒業学生新生活応援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 この補助金は、大学等又は高校等を卒業後、直ちに就労開始する者に対し、その者が居住する民間賃貸住宅の家賃の支払いに要する費用を補助することにより、若年者の南国市への移住定住の促進を図り、もって南国市内の地域活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程をいう。
- (2) 高校等 高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程及び特別支援学校高等部をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した南国市内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 国及び地方公共団体が整備する住宅
 - イ 社宅、寮等の住宅
 - ウ 賃借人の 3 親等以内の親族が所有する住宅
- (4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料（共益費、管理費、駐車場使用料等を除く。）をいう。

- (5) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担をする従業員が居住する住宅に関する手当をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等又は高校等を卒業後最初の4月から翌年3月までの間に高知県内の企業等に就職し、就労を開始する又は開始することが確実に見込まれる者であること。
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員以外の者であること。ただし、国勢調査の調査員、消防団員その他これに類する国家公務員又は地方公務員であって、市長が認める者を除く。
- (3) 南国市の住民基本台帳に登録されており、現に南国市に居住していること。
- (4) 大学等又は高校等を卒業後最初の4月1日時点の年齢が34歳以下であること。
- (5) 民間賃貸住宅の賃貸借契約者であり、自ら家賃を支払っていること。
- (6) 家賃の支払について、この補助金以外の支援制度の適用を受けていないこと。
- (7) 家賃の滞納がないこと。
- (8) 南国市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が就労を開始した月から当該月の属する会計年度の3月までの期間のうち、就労中の期間に係る支払済みの民間賃貸住宅の家賃とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から住宅手当を差し引いた額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、1月当たり1万5,000円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市新規卒業者新生活応援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

(1) 4月分から9月分までの家賃に係る申請 当該年度の9月1日から9月30日までの期間

(2) 10月分から翌年3月分までの家賃に係る申請 当該年度の3月1日から3月31日までの期間

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは南国市新規卒業者新生活応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定したときは南国市新規卒業者新生活応援補助金交付決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者は、南国市新規卒業者新生活応援補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、南国市新規卒業者新生活応援補助金返還命令書（様式第4号）により、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

(1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

(調査等)

第11条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助対象者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和１０年５月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第１０条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。